

神戸市立墓園における工事等施工要領

平成 28 年 6 月 1 日

保健福祉局長決定

1. はじめに

神戸市立墓園において、墓地使用者の依頼を受けて墓碑の建立を行う場合は、「墓碑の施工基準」（以下、「基準」という。）の規定にしたがって必要な手続きや工事を進めていただきますが、この基準に定めのない事項については、この「神戸市立墓園における工事等施工要領」（以下、「施工要領」という。）に基づいて工事等を行ってください。

2. 一般則

- ・ 施工依頼を受けた時に、正当な使用者であることと正確な場所を確認してください。（使用許可書の確認（使用許可書の提示を受けてコピーを取る等）、若しくは墓園管理事務所（以下、「事務所」という。）で確認してください。）
- ・ 施工届書に必要事項を記入し、使用者が押印のうえ施工 7 日前までに各墓園の担当者に直接提出してください。（各墓園の担当者が不在の場合、後日電話にて施工の可否を連絡します。）
なお、「神戸市立墓園条例施行規則」では、7 日前となっておりますが、できるだけ **14 日前**までに提出をお願いします。
- ・ 窓口での受付時に提出書類（特に図面）の確認をするので不備がある場合は、書類は受理しません。
（墓石を他の墓所から移設する等の特殊な工事の場合は、書類審査に時間を要する場合がありますので事前に各墓園の担当者に相談してください。）
- ・ お盆、彼岸、年末年始の墓参者の多い時期（予め工事禁止期間を定めているので、ホームページ、掲示板等で確認してください。）及び土曜日、日曜日、祝祭日の工事はできません。

3. 施工準備

① 施工届書

- ・ 墓碑の造営は、墓碑判定基準（一般墓域）に基づき判定します。
- ・ 標準的な施工期間は 2 か月とします。また、下請け業者・残土・廃石等の処分予定先も必ず記入してください。（記入漏れがあると受付できません。）

② 施工場所確認書

現地を必ず確認し提出してください。なお、隣接墓域が空地の場合で境界が不明な場合は、事務所の担当者立会で境界確認を行い、後から建立する墓地の間口及び奥行（面積）を侵害しないようしてください。

- ・ 添付する写真は、以下の条件を満たしたカラー写真とします。
 - a. 隣接する左右の墓所の墓石が写っている参道側から見た墓域全体の写真（場所が特定できる写真）
 - b. 隣接する墓所の巻石が施工着手前に損傷している場合は、その状況が判る写真（工事によるトラブルを防止するため）

③ 工事設計図

（地形・石碑工事の場合）

神戸市の基準に基づいて審査するため、下記の条件を満たした工事設計図を添付してください。

- ・墓所全体と施工内容が判る図面（正面図、立面図（前・後）、側面図（右・左））
各図面にmm単位で基準のチェックに必要なすべての寸法を記載してください。
- ・竿石に家名を刻字してください。なお、正当な理由により棹石に家名を入れない場合は、正面から見える位置に家名を入れる構造物（簡単に撤去できるものは認めません。）の図面を添付してください。
- ・棹石には建立者名を必ず入れてください。
- ・施工は、隣接墓地に影響が出ないようにしてください。（例：許可面積より左右・背面 10 mm程度控えて施工のこと等。ただし、隣接墓地との間に隙間ができた場合、雑草が繁茂するのでモルタル等で間詰めをしてください）。
- ・墓所全体と施工内容が判る図面とし、正面、側面、立面の各寸法を全て記入してください。3D の完成予想図だけでは、受付できません。

（補修工事・その他簡易な工事の場合）

- ・工事内容が判る簡単な施工届書を提出してください。（施工場所確認書及び完成写真）

（壺標板）

- ・壺標板の刻字は、持帰りの場合は、施工場所確認書・施工届書・工事完成届書が必要です。
現地彫りについては、施工届書・工事完成届書は不要ですが、施工場所確認書は提出してください。
なお、追谷墓園において階段を損傷する恐れのある重機を使用する場合は、施工届書を提出してください。

（その他）

- ・特別な工事等については、必ず事務所に確認を受けてから施工してください。

4. 工事完成

① 工事完成届書

- ・必要事項を記入し、使用者が押印してください。
- ・工事完成後は、速やかに各墓園の担当者に工事完成届書を提出し、各墓園の担当者の確認を受けてください。なお、工期内に完成しない場合は、完成しない理由を付した工期延長願を各墓園の担当者に提出してください。

② 完成写真用台紙

- ・完成写真用台紙に添付する完成写真は、以下の条件を満たしたカラー写真を添付してください。
 - a. 施工場所確認書に添付した写真と同一アングルのカラー写真としてください。（施工場所確認用）
特に家名が確認できる写真が必要です。
 - b. 墓域全体を参道側から撮影した写真（工事設計図の内容が確認できるカラー写真）
なお、左右で墓石の形状や付属設備が異なる場合は両側から撮影した写真が必要です。
 - c. 竿石の背面の写真（建立者名の確認のため必須）

5. 返還（撤去工事）

- ① 墓園返還届書と施工届書をセットで提出してください。施工期間は、1か月とします。（延長の場合は事務所に申し出てください）*特に年度末の返還については、撤去工事が3月末を過ぎると新年度の使用料が必要となるので注意してください。
- ② 施工届書（撤去前）の写真。
隣接する左右の墓所の墓石が写っている参道側から見た墓域全体の写真（場所が特定できる写真を添付してください）
- ③ 工事完成届書（撤去後）
完成写真用台紙に以下の写真を添付してください。

a. カロートや基礎等の地下構造物が完全に撤去されていることがわかる写真

b. 左右及び背面の巻石の写真

(左右及び背面の巻石などが崩れそうな場合、コンクリートなどで補強した写真。)

c. カロートを撤去した写真 (一般墓域)

なお、芝生墓域についてはカロートを残すことになるので、墓碑撤去後のカロートの写真

d. まさ土で覆土し、現状回復された墓所の写真

- ④ 隣の墓所が崩れる危険がある場合の返還工事については、各墓園の担当者と事前に協議してください。
(別紙の参考事例参照)

6. 工事に係る注意事項

- ① 鶴越墓園では、工事車両は、南門から入門してください。(北門からの入門は原則として認めません。)
- ② 閉門時間までに工事を終え、工具および資材は必ず当日持ち帰ってください。
- ③ 施工に際しては、キャタピラ等で侵入の場合、必ず「コンパネ」等で養生してください。墓園の施設や他人の墓碑等を損傷しないように細心の注意を払ってください。万一損傷を与えた場合は速やかに事務所に届け出るとともに、**業者自身の責任と負担によって誠実に問題を解決**してください。
- ④ 工事終了後は**清掃**し、残材及び梱包材等を**すべて園外に搬出**してください。
- ⑤ 作業車は、決められた場所以外に乗り入れしないでください。
- ⑥ **不法投棄について**

不法投棄を発見した場合は、**廃棄物規制部局**や**警察**へ情報提供、通報を行います。

*** 廃棄物処理法に基づき、『不法投棄は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科、さらに法人に対して1億円以下の罰金』となります。**

7. 参考

・施工届書添付図面例

・工事完成届添付写真例

問い合わせ先

鶴越墓園及び下記の墓園を除く市立墓園での墓所の施工

鶴越墓園管理事務所

〒652-0071 神戸市北区山田町下谷上字一里山 12-1

TEL 078(621)5667

舞子墓園での墓所の施工

舞子墓園管理事務所

〒655-0031 神戸市垂水区舞子陵 1 番 1 号

TEL 078(782)2975

西神墓園での墓所の施工

西神墓園管理事務所

〒651-2312 神戸市西区神出町南字美濃谷 614

TEL 078(961)2460